

事業系ごみの正しい分け方・出し方

糸満市

- ・袋は透明か半透明を使用してください
- ・分別されていないごみは収集も自己搬入もできません

資源化物

紙類

出し方

- 分別後紙ひもでしる
- 袋には入れない
- 雨などで濡らさない



新聞・チラシ



コピー用紙・
コンピュータ用紙など



段ボール



雑誌

カタログ・パンフレット・
週刊誌・書籍・ノートなど
冊子になっているもの
※ビニール・フィルム等
は、はがしてください。



雑がみ

ビニールフィルム等
はがしてください。

同じ種類の紙ごとに分別して 集めるのがポイント

- ・大きさが名刺程度を超える紙は、ほとんどがリサイクル可能とされています。
- ・できる限り同じ種類の紙ごとに分別して集めることにより、幅広くリサイクルされます。

資源化できない紙類は もやせるごみへ

- 防水加工紙
- 写真
- カーボン紙
- 感熱紙
- 紙テープ
- ビニールコート紙
など

びん

- キャップをはずして軽く水洗いして色ごとに分けてください。



無色

茶色

その他

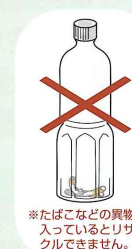
かん

- 軽く水洗いしてスチール缶・アルミ缶に分別しましょう。



ペットボトル

- ふたとラベルをはずして軽く水洗いしてください。



※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。

- 資源化物として排出しない場合は産業廃棄物になります。

もやせるごみ

生ごみ



※生ごみは、
水切りを
してから出してください。

資源化できない紙



プラスチック類

弁当・カップめんの容器



レジ袋・菓子袋

- 従業員の飲食によって排出されたものに限る。
- 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物になります。
- 裏面も併せてご覧ください。

もやせないごみ

事業系不燃ごみは産業廃棄物となり、市では処理できません。
産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するか、または自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。詳しくは裏面をご覧ください。

